

「愛知県感染防止対策協力金」の特例受付について（Q & A）

1. 誰が申請できますか。

→県の営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者のうち、以下の3つの協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

	協力金名	申請期間	対象施設	対象エリア
I	愛知県感染防止対策 協力金 (11/29～12/17 実施分)	2020年12月21日 ～2021年2月1日	酒類を提供する 飲食店等	名古屋市 錦・栄地区 の一部
II	愛知県感染防止対策 協力金 (12/18～1/11 実施分)	2021年1月12日～ 2021年2月19日	酒類を提供する 飲食店等	愛知県全域
III	愛知県感染防止対策 協力金 (1/12～2/7 実施分)	2021年2月8日～ 2021年3月12日	1/12～1/17 酒類を提供する 飲食店等 ----- 1/18～2/7 飲食店等	愛知県全域

※ 過去に申請をしたことがある方は、交付・不交付にかかわらず、その期間の協力金について、申請することができません。

※ 4月・5月の休業要請、8月の時間短縮要請に対する協力金は、今回の特例受付の対象外です。

2. 「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」は期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか。

→「Ⅰ 11/29～12/17 実施分」及び「Ⅱ 12/18～1/11 実施分」については、申請が可能です。

3. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか？

→既に申請を受け付けたものの修正は受け付けません。特例受付は、今まで申請していなかったもののみを対象にしています。

4. 特例受付の申請はいつから始まりますか。

→2021年4月中旬頃から開始する予定です。

5. 申請書はどこで入手できますか。

→申請書は、2021年4月中旬頃から、県のウェブページでのダウンロードのほか、各県民事務所及び各市町村窓口などで配布予定です。なお、各協力金の申請書は、前回

受付時のものから変更ありません。

6. 複数の協力金を申請する場合、必要書類を省略できますか。

→省略できません。

「Ⅰ 11/29～12/17 実施分」、「Ⅱ 12/18～1/11 実施分」、「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」をまとめて申請する場合であっても、申請書と各種必要書類（確定申告書や営業許可証等）は、それぞれの協力金ごとに必要です。